

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人大田幸陽会 行動計画

職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、また、女性が活躍できる雇用環境を整備し、すべての職員が生き生きと、その能力を十分に発揮できるように、次のとおり行動計画を策定する。

1、計画期間 令和7年10月1日～令和12年9月30日まで

2、内容

実施時期 令和7年10月～

目標1： 男性職員の育児休業等の取得率を80%以上にする

(取り組み内容)

- 職員への制度周知
- 取得状況、実態の把握
- 二一ズの把握
- 職場環境の整備、取得促進の工夫

目標2： 職員の月平均残業時間を8時間以内にする

(取り組み内容)

- 職員への周知と理解促進
- 継続的な状況の把握
- ノー残業デー等の設定（意識向上）
- 業務の適正化と効率化の検討
- ICTの活用・環境整備推進

目標3： 管理職に占める女性の比率を35%以上にする

(取り組み内容)

- 職員への告知と理解促進
- 実態の把握
- 働きやすい環境の整備（制度・風土）
- 人事計画の工夫

以 上